

## 第37回 安来市農業委員会議事録

平成29年7月20日 午後2時00分 第37回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

### 1. 出席委員

|            |            |            |            |
|------------|------------|------------|------------|
| 1番 小林 智弘君  | 2番 安松 智君   | 4番 大櫃 和則君  |            |
| 5番 板垣 裕志君  | 6番 藤原 明紀君  | 7番 秋間千枝子君  | 8番 増田 和夫君  |
| 9番 北川 正幸君  | 10番 伊藤 聡彦君 | 11番 山本 朝來君 | 12番 長谷川雅博君 |
| 13番 新田 里恵君 | 15番 永田 正満君 | 16番 塩見 秀雄君 |            |
| 17番 富田由美子君 | 18番 谷川 忠美君 | 19番 妹尾 茂君  | 20番 田邊チカ子君 |
| 22番 板金 悟君  | 23番 渡邊 克実君 | 24番 小川 聡君  | 25番 岩田 繁樹君 |
| 26番 佐々木吉茂君 | 27番 山崎 雅三君 | 28番 加藤 昭彦君 | 29番 宮本 重徳君 |
| 30番 福田 渉君  | 31番 岡田 一夫君 | 32番 吉村 正君  | 33番 小藤 昇君  |
| 34番 渡邊 憲治君 | 35番 齋藤 哲君  | 36番 田中 通夫君 | 37番 渡辺 和則君 |

### 2. 欠席委員

3番 青藤 治道君 14番 根來 茂樹君

### 3. 出席事務局

竹内 章二君 堀江 雄二君 兒玉 尚子君

### 4. 議事案件

|       |  |
|-------|--|
| 日程第 1 | 議事録署名委員の指名                             |
| 日程第 2 | 会期の決定 7月20日 1日                         |
| 日程第 3 | 議第151号 農地法第2条の規定による非農地証明願について          |
| 日程第 4 | 議第152号 農地法第3条の規定による許可申請について            |
| 日程第 5 | 報第158号 農地法第4条の規定による届出について              |
| 日程第 6 | 議第153号 農地法第5条の規定による許可申請について            |
| 日程第 7 | 報第159号 農地法第5条の規定による届出について              |
| 日程第 8 | 議第154号 農用地利用集積計画の決定について                |
| 日程第 9 | 報第160号 農地法第5条の規定により許可した許可証の追記の専決処分について |
| 日程第10 | 報第161号 農用地利用集積計画の修正の専決処分について           |
| 日程第11 | 報第162号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について         |
| 日程第12 | 報第163号 農地法第18条の規定による通知について             |
| 日程第13 | 報第164号 土地改良区からの地目変更届出の通知について           |

### 5. 議事

事務局：竹内 章二君

定刻になりましたので、只今から第37回安来市農業委員会を始めさせていただきたいと思ひます。

それでは、本日お手元に配布しております資料は日程、申請総括表であります。ご確認をお願いします。

初めに、田中会長のあいさつをお願いいたします。

議長：田中 通夫君

【挨拶】

議長：田中 通夫君

本日の会議について事務局から報告願います。

事務局：竹内 章二君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律 第27条第3項に基づき定足数に達しましたので、第37回安来市農業委員会の会議を開催します。

議長：田中 通夫君

欠席委員はありますか。

事務局：竹内 章二君

3番 青藤委員、14番 根来委員です。

議長：田中 通夫君

日程第1 議事録署名委員の指名 を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により2番 安松委員、4番 大櫃委員を指名いたします。

議長：田中 通夫君

日程第2 会期の決定を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

#### 【異議なしの声多数】

議長：田中 通夫君

ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議長：田中 通夫君

日程第3 議第151号 農地法第2条の規定による非農地証明願いについて を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

2ページをご覧ください。議第151号 農地法第2条の規定による非農地証明願いについて このことについて、別紙のとおり非農地証明願の提出がありましたので審議を求めるものです。3ページから4ページに案件の内容、5ページから8ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の非農地証明願は、4件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、昭和30年ごろから歩き道しかないため、農作業機械が入らないこと。また谷沿い、面積が小さいことから耕作をしなくなり、雑木が繁茂し、現在にいたるものです。非農地証明事務取扱基準の(3)やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地(人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地)であって、農業用利用を図るための条件整備(基盤整備事業の実施、企業参入のための条件整備等)が計画されていない土地のうち、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当する土地であると考えます。

2番は、山の中の林道沿いにある小さな面積の土地であり、日当たりも悪く収穫も見込めない土地のため昭和18年頃より耕作が放棄されていたと見られ、雑木が繁茂し、現在にいたるものです。非農地証明事務取扱基準の(3)のうち、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当する土地であると考えます。

3番は、耕作者が病気のため耕作ができなくなり、次の耕作者を探したが、細長い水田であり、道路も水路沿いのため整備がされず次の耕作者がいまま、竹林の様相となり現在にいたるものです。非農地証明

事務取扱基準の（３）のうち、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当する土地であると考えます。

４番は、前所有者が平成元年ごろから体調を崩し、その後後継者もなく農地の維持管理ができなくなり雑木が繁茂し、現在にいたるものです。非農地証明事務取扱基準の（３）のうち、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当する土地であると考えます。以上です。

議長：田中 通夫君

事務局の説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。１番、２番の案件について ２６番 佐々木委員、３番の案件について ３３番 小藤委員、４番の案件について ２２番 板金委員 お願いします。

２６番 佐々木 吉茂君

２６番 佐々木です。１番、２番案件の現地についての説明をいたします。まず１番案件ですが、５ページ、６ページの地図をご覧くださいと思います。左側の縮小図の医師会病院、的場建設を通り北東方向に走っている線が伯太と門生を結ぶ県道です。この場所に行くには、大塚の町から県道安来伯太日南線を約１km伯太方面に走っていただきますと、左側に伯太大橋という橋があります。それを渡り左側に医師会病院、それと的場建設があります。それをさらに北東方向に行き、約３km行ったところがこの右側の大きな地図の赤い印がしてあるところです。そこを右に入っていた谷の部分の部分が現地でございます。

続いて２番案件の現地の説明をいたします。６ページの地図をご覧くださいと思います。まず縮小図を見ていただきたいのですが、これも北東方向にＪＡ、農協、長台寺のある伯太町未明を走る道路が県道米子伯太線です。それが伯太庁舎の前を走っている道路でございます。この道路を伯太庁舎から約３km行き安田未明の先のところに安田関の方に入る道がございます。それが大きい地図で見てもらいますと、左上のところに橋がありまして、それを右折していただきますと、約１．５kmから２km東の方向に行ってくださいと現地の近くに行きます。そこを右の方にちょっと入った赤丸のしてあるところが現地でございます。以上です。

３３番 小藤 昇君

３３番 小藤です。３番案件の場所の説明をいたします。７ページの地図を見てもらいますと、縮小図がありますが国道４３２号線、布部ダムがあります。そこより３km上流に上がりますと、西谷地区に入る三叉路があります。そこを右折して約１km上がったところをまた右に５０m、川を挟んで向こう側に行ったところが今回の申請場所です。以上です。

２２番 板金 悟君

２２番 板金です。現地の説明をいたします。伯太庁舎の前の安来伯太日南線を約１．３km日南町方面に向かうと、８ページの地図の右上に橋のたもとに着きます。それを右折して約４００m進んだ地点を右折すると、この位置図の３９４番他９筆がある場所になります。２３９番１、７１７番１１８についてはその手前を右折して山の中に入ったところになります。以上です。

議長：田中 通夫君

次に現地調査４班の調査報告を２９番 宮本委員お願いします。

２９番 宮本 重徳君

２９番 宮本です。現地調査班の報告をさせていただきます。今月の調査班は４班です。長谷川班長、岩田委員、藤原委員、北川委員、渡邊克実委員と私、宮本、事務局より堀江係長に同行いただきました。まず非農地証明の議案番号１番でございますが、現地では佐々木委員、塩見委員、板金委員、小林委員、秋間委員にお出かけいただき説明を受けました。先ほど事務局の方から説明がありましたが、申請地は

8筆、面積1183㎡でございます。今回は森林組合が林道の計画の中でこの農地を確認したものでございます。地権者の方から聞きますと、昭和30年ごろから歩き道しかないため、また、田んぼ地の両サイドは植林され、その木も相当大きくなっております。そのため耕作しなくなり、雑木が繁茂したわけでございます。調査班としましても許可妥当と判断したわけでございます。委員の皆さんのご審議のほどよろしく申し上げます。

次に2番でございますが、これは山の中のわずかな面積102㎡の農地でございます。日当たりも悪く、両サイドも植林され、収穫量も悪く、不耕作地になり雑木が繁茂したものです。これも調査班としては許可妥当と判断したものです。委員の皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

続いて議案番号3番でございます。現地で小藤委員、伊藤委員、板垣委員の説明を受けました。地権者は病気になるれ、88歳という高齢でもあります。申請地に行く農道は非常に狭く1mもございません。トラクターなど行き来ができない状態です。平成8年ごろから作付しておられないようです。現状では竹や雑木が繁茂しております。調査班としましても許可妥当と判断いたしました。委員の皆さんのご審議の程よろしく申し上げます。

続いて議案番号4番でございます。これも現地で伯太の地元委員の説明を受けております。申請者は平成元年ごろに体調不良になり、住まいも松江の方に移転されたようでございます。田んぼ3筆366㎡、畑9筆1119㎡。これも山林に挟まれた上に鳥獣被害に遭うために、地元で利用権設定したいという希望者もなく、現況は雑木が繁茂しているものでございます。確認した中ではトラクター以上にイノシシが耕しているような状態でございます。萱が生い茂って非常によくない土地でございます。そういうことも踏まえて調査班としても許可妥当と判断したものでございます。委員の皆さんのご審議の程よろしく申し上げます。以上が非農地証明願いの報告です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長：田中 通夫君  
地元委員から補足説明がありましたら説明をお願いします。

議 長：田中 通夫君  
ないようですので、只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君  
次に2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君  
次に3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君  
次に4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君  
日程第4 議第152号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

9ページをご覧ください。議第152号 農地法第3条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて10ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、1件で、全て 所有権移転 に関する案件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、経営拡大のための所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は150m、農機具は、耕うん機、軽トラックを各1台所有しています。労働力は本人及び家族1名の2名です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10a 当たり600,000円です。以上です。

議長：田中 通夫君  
事務局の説明が終わりました。地元委員から補足説明を1番の案件について 2番 安松委員 お願いします。

2番 安松 智君

2番 安松でございます。1番案件について説明させていただきます。まず、申請地の場所ですが、安来市街地の社日町にあります安来市民体育館より主要地方道安来伯太日南線を伯太方面に約200m行きますと伯太川に上がる坂道があります。その手前、木戸川の橋を渡らずに右岸を上流へ200m行った左側が現地でございます。本案件につきましては、譲渡人が自身の高齢化、後継者不在等によりまして、将来に渡る農地管理に不安を抱かれていた中、元気なうちに農地を信頼のおける方に譲り渡したいと思われ、以前より耕作いただいていた同じ集落地内の譲受人に農地を買っていただきたいという案件でございます。周辺農地への影響もなく、担い手等への利用集積を阻害することもないと思いますので、委員の皆さんのご審議の程よろしく願いいたします。

議長：田中 通夫君  
それでは、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

日程第5 報第158号 農地法第4条の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

11ページをご覧ください。報第158号 農地法第4条の規定による届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第26条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。12ページに案件の内容、13ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の届出は1件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、転用目的は分家住宅です。以上です。

議長：田中 通夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について2番 安松委員 お願いします。

2番 安松 智君

2番 安松でございます。1番案件について説明させていただきます。13ページの位置図をご覧くださいと思います。図中東西に走っております道路が国道9号線でございます。安来市街地より西に向かって伯太川、吉田川、頭無川と橋を渡りまして、坂を下りたところの信号機のある四つ角が前飯島交差点でございます。そこをホームセンターなどがあります通称藤木道路へ左折しまして約100m行ったところをさらに左折して10m行った左側が本件の場所でございます。よろしくお願いいたします。

議長：田中 通夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：田中 通夫君

日程第6 議第153号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

14ページをご覧ください。議第153号 農地法第5条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の2の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めます。15ページに案件の内容、16ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は1件です。現地につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、土地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は来客用駐車場で、権利の種類は所有権の移転です。申請者は、申請地に隣接する宅地に遊園地付喫茶店を計画しておりますが、計画した遊園地付喫茶店では、来客のための駐車スペースが全くなく、申請地以外の他の土地も探しましたが適地が見つからなかった中、隣接する土地の所有者から了解が得られたため当該地を申請することにしました。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、40,000円です。以上

です。

議長：田中 通夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について31番 岡田委員をお願いします。

31番 岡田 一夫君

31番 岡田でございます。16ページの位置図をご覧ください。左側の大きい道路が県道安来伯太日南線でございます。安来の市街地の9号線から約4km伯太方面に上がりますと、千代富橋という古いコンクリートの橋がございます。その交差点を左折いたしまして、約200m行ったところ、左側に宇賀荘駐在所がございます。そこを右折して約50m入ったところの左側が今回の申請の場所でございます。以上です。

議長：田中 通夫君

次に現地調査4班の調査報告を29番 宮本委員をお願いします。

29番 宮本 重徳君

29番 宮本です。現地調査班の報告をさせていただきます。農地法第5条、議案番号1の説明をさせていただきます。現地にて地元の岡田委員、新田委員の説明を受けました。先ほど事務局から説明がありましたように、喫茶店を開店するための来客用駐車場を計画したものです。面積は64㎡、駐車台数は4～5台、若干現状はかまぼこのような感じがしておりますので、それをある程度ならしながら、北側と西側にコンクリート擁壁、南側の方にはU字溝を入れて既存の排水路へ水を流します。コンクリートの土止めの中は採石を敷くようです。隣地の同意書も取っておられました。そうした中で調査班としては許可妥当と判断しましたので、委員の皆さんのご審議をよろしくをお願いします。

議長：田中 通夫君

地元委員から補足説明がありましたら、説明をお願いします。

議長：田中 通夫君

ないようですので、只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

日程第7 報第159号 農地法第5条の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

17ページをご覧ください。報第159号 農地法第5条の規定による届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。18ページに案件の内容、19ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の届出は1件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、転用目的は分譲宅地及び駐車場で、権利の種類は、所有権の移転です。この農地の対価は、公開されていません。以上です。

議長：田中 通夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について2番 安松委員をお願いします。

2番 安松 智君

2番 安松でございます。届出案件の場所の説明をさせていただきます。19ページの位置図をご覧くださいと思います。図中中ほど下にあります道路が主要地方道安来荒島線でございます。右側が安来市街地になりまして、そこより西に伯太川、吉田川を過ぎまして、頭無川に架かる藤木橋が図中右端でございます。そこより250m行きまして左折し、50m行った右側の2筆が1番案件の場所でございます。よろしく願いいたします。

議長：田中 通夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：田中 通夫君

日程第8 議第154号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。議事の前に安来市農業委員会会議規則第10条の議事参与制限により、9番 北川委員の退席を求めます。

事務局：堀江 雄二君

20ページをご覧ください。議第154号 農用地利用集積計画の決定について このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請につきましては、22ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権が42件、69, 295㎡、使用貸借が8件、11, 814㎡、全体で50件、総面積が81, 109㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：種田 容子君

失礼します。農林振興課の種田です。今月の利用集積計画の内容は経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。また、農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業により農地の中間管理権を決定するものです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長：田中 通夫君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

32番 吉村 正君

議長。

議長：田中 通夫君

32番 吉村委員。

32番 吉村 正君

32番 吉村です。今回の案件は問題ないと思いますが、農地中間管理機構の機能といいますか、体制といいますか、管理機構は全国的に利用していただきたいということですが、やはり当初よりあるようなひも



付きの状態でないか、すべて受けますよということなのか、実際のところスタートしてから数年経つわけですが、全国的にケアされるような機能を本県の管理機構は備えているのか疑問に思うところがありますので、再確認という意味で分かる範囲でいいので教えてもらいたいです。

農林振興課：種田 容子君

すいません、失礼します。実際、私も4月から担当させていただきまして感じたところですが、先ほど言われたように所有者も作れないし、周りの方でも作ってもらえるような方がいなくて、どうにかならないですかというような問い合わせも確かに頂いたことがありまして、公社の推進委員の方と一緒に現地の確認に行きまして、実際に見てこれはなかなか借り手が見つからないかなというところもありますし、今現在近くで、よそから来て借りておられる中間管理として作業されているところに話を持って行ってみよいかというような相談もあつたりします。来月から農業委員会の体制も変わられて、農地利用最適化推進委員さんと中間管理機構との連携も図っていくというような考えも全国的にあると伺っておりますので、安来市としてもそちらの連携も深めていけたら、より一層広がっていくのではないかと考えております。以上です。

議長：田中 通夫君

32番 吉村委員。

32番 吉村 正君

推進委員は当然現場の農家の方々の調整役ですが、肝心の中間管理機構が実態を成していないという状況の中では、推進委員も非常にやりにくいと思うんです。ここで農林振興課に中間管理機構を充実しろとは言わないですが、そういう実態があるということも我々も推進委員さんも含めて認識してもらわないと、組合員さんも非常に困るし、全く目指すところとは程遠い中間管理機構の役割といたしますか、体制であると言わざるを得ないという認識をしておりますので、推進委員さんに期待するわけではないですが、ここにあるような法人等が作らないとやっぱり無くならないなと思っております。中間管理機構がスタートして案件を見ても、出来上がったものをいただきますよというような残念な機能しか果たしてないと考えております。他の県はわかりませんが、本県についてはスタート当初から疑問を持たれていたわけでございます。それぞれ機会があればそういうことへの声を上げていくことも必要なと思っております。これは意見です。終わります。

33番 小藤 昇君

33番 小藤です。これは地域によって温度差があると思います。私が担当している布部地区は、最初は分からなかったですが、受け手の方がしっかりケアしておられました。説明会をするというような話がありましたが、我々が松江まで行って、多数おられる中で説明を聞いて、これが分からないから質問しようというのなかなか難しいと思います。ぜひ来期は農業委員と推進委員に対して講習会をもう一度組んでもらえたらと思っております。出し手はたくさんあるのですが、受け手が少ないです。受け手も作りにくいところは嫌です。それと農林振興課の担当の方も4月から来られたばかりでわからないかもしれませんが、公社の担当の方はよく勉強されておられますので、連携を取ってやってもらえたらと思っております。以上です。

議長：田中 通夫君

来期は推進委員さんも加わった農業委員会体制ですので、中間管理機構とも上手く連携しながら遊休農地や耕作放棄地が出ないようにしていかなければと思います。皆さんいろいろご意見を言っただきながらより良い農業委員会体制にしていければと思います。

議 長：田中 通夫君  
他に質疑はありませんか。

議 長：田中 通夫君  
質疑がないようですので採決いたします。本件は提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。この際、9番 北川委員の退席を解除します。

議 長：田中 通夫君  
日程第9 報第160号 農地法第5条の規定により許可した許可証の追記の専決処分について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君  
27ページをご覧ください。報第160号 農地法第5条の規定により許可した許可証の追記の専決処分について このことについて、別紙のとおり農地法第5条の規定により許可した許可証の追記の専決処分をしたので報告するものです。追記した許可証につきましては、28ページをご覧ください。

1番、2番ともに同一の土地ですのであわせて説明させていただきます。1番、2番は1つの土地を分割して住宅用地として農地法第5条の規定により許可したものです。許可申請時に国の通達に基づき分筆後に許可申請するように指導しましたが、分筆されないまま許可申請がなされました。許可後、分筆した土地の所有権移転を行う際、法務局において許可した農地と分筆後の土地の同一性が確認できず、所有権移転ができないため、同一であることの追記願が提出されましたので、添付された資料と照合して許可証への追記を行いました。以上です。

議 長：田中 通夫君  
事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：田中 通夫君  
日程第10 報第161号 農用地利用集積計画の修正の専決処分について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君  
29ページをご覧ください。報第161号 農用地利用集積計画の修正の専決処分について このことについて、別紙のとおり農用地利用集積計画の修正の専決処分をしたので報告するものです。修正した内容につきましては、30ページの正誤表をご覧ください。修正は、利用権期間の終期、面積でございます。以上です。

議 長：田中 通夫君  
事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：田中 通夫君  
日程第11 報第162号 農地法第3条の3第1項の規程による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君  
31ページをご覧ください。報第162号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について この

ことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。32ページに届出内容をご載せていますのでご覧下さい。今月の届出については、2件で、全て相続です。以上です。

議長：田中 通夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：田中 通夫君

日程第12 報第163号 農地法第18条の規定による通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

33ページをご覧ください。報第163号 農地法第18条の規定による通知について このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。

34ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については1件で、全て農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約です。以上です。

議長：田中 通夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：田中 通夫君

日程第13 報第164号 土地改良区からの地目変更届出の通知についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

35ページをご覧ください。報第164号 土地改良区からの地目変更届出の通知について このことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。36ページをご覧ください。今月の通知は1件で、畑に地目変更です。以上です。

議長：田中 通夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：田中 通夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第37回安来市農業委員会会議を閉会とします。

(午後3時10分)